

事業用会員の保険特典

一般社団法人日本ドローン協会の保険特典についてのご案内

保険種類：「施設所有(管理)者賠償責任保険」

対象ドローンの所有、使用または管理に起因する他人の身体の障害
または財物の損壊について、事業用会員が法律上の損害賠償責任を
負担することによって被る損害を補償します。



対象ドローン：3台まで（加入時の登録が必要となります）

補償内容：賠償責任補償（身体財物共通）

1名 1億円 / 1事故 1億円 （免責金額 なし）

被保険者：一般社団法人 日本ドローン協会 事業用会員

補償期間：一般社団法人 日本ドローン協会 事業用会員である期間

【対象となる事故例】

- ・操作ミスにより機体が落下し、歩行人を負傷させた。
- ・空撮中に誤って他社の従業員にぶつけてケガをさせた。
- ・電池切れにより落下したドローンが、歩行者を直撃し、ケガをさせた。
- ・着地操作を誤り、機体が駐車していた車に接触し、破損させてしまった。
- ・ドローンが突風にあおられ、他人の建物や装置(ソーラーパネル等)を損壊させてしまった。
- ・会員がドローン教室を開催した中で、参加者(一般人)が操作したところ他の参加者にケガをさせた事故が起こったが、その原因として参加者への安全な操作についての指導が悪く教室開催者側に過失を認められた。
(開催側に過失が無い場合には参加者(一般人)の賠償責任が発生する場合があります)
- ・ドローンの操作に夢中になり、他人の畑に入ってしまうと作物に被害を与えた。
- ・農薬散布中、誤って、近接他作物へ飛散させてしまい、汚損させてしまった。

事故発生時のご連絡先

03-3556-6335

〈取扱代理店〉平成相互株式会社 担当：平山・渋谷 まで

- ・事故が発生した場合は取扱代理店までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ・この保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめてください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

【お支払する保険金額】

①法律上の損害賠償責任の額	+	②損害防止費用 ③権利保全行使費用 ④緊急措置費用
---------------	---	---------------------------------

(注) 上記①～④の他に⑤協力費用⑥争訟費用について、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じてお支払いします。

①法律上の損害賠償責任の額 (損害賠償金)	被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいいます。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する者がある場合は、その価額を差し引くものとします。
②損害防止費用	対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用をお支払いします。
③権利保全行使費用	対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をお支払します。
④緊急措置費用	対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用をお支払いします。
⑤協力費用	当社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合にその遂行について被保険者が当社に協力するために要した費用をお支払いします。
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用をお支払いします。

【保険金をお支払いできない主な場合】

< 次の損害賠償責任を負担することによって被る損害 >

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任 (例：自社建物損害等)
- 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償責任
- 石綿 (アスベスト)、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任 (賠償責任保険追加特約)
- 汚染物質の排出、流失、溢出または漏出に起因する損害賠償責任 (汚染物質の排出等が不測かつ突発的な場合を除きます) (損害賠償保険追加特約) 等

< 引受保険会社 >

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
 東京企業営業第三部 営業第二課
 〒103-8250
 東京都中央区日本橋 3-5-19
 ☎ 03-6748-7852

< 取扱代理店 >

平成相互株式会社
 担当：平山・渋谷
 〒102-0074
 東京都千代田区九段南 2-4-15-304
 ☎ 03-3556-6335